

厚真町地域公共交通活性化協議会
 (厚真町まちづくり推進課) 様

むかわ町地域公共交通活性化協議会
 会長 (むかわ町副町長) 富士隆久

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更について

○) 平成21年8月25日付けで、当協議会で協議しました下記案件について、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(休止・廃止)について、事業計画変更後の生活交通確保方策及びその協議方法に係る本協議会の意向を次のとおり付して、貴協議会の意向を伺いたいで、特段のご配慮をお願いいたします。なお、正式な協議は、道南バス株式会社より胆振支庁生活交通確保対策協議会議長から「一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(休止・廃止)事前回答書」で行われますので、併せてよろしくお願いいたします。

記

1 照会のあった路線
 穂別・千歳線

路線番号	路線名	運行系統			系統キロ程 (km)	公的補助の有無	事業計画変更後の生活交通確保方策【本市町村意向】	備考
		起点	経由地	終点				
		別紙のとおり					市町村単独補助路線 (むかわ町)	

2 事業計画変更後の生活交通確保方策に係る協議方法について

協議会での協議が必要 (付議案件)	理由	平成21年8月25日開催の「むかわ町地域公共交通活性化協議会」(地域公共交通会議機能を有する。)において、利用者の利便性と効果的・効率的運行の観点から、穂別・千歳線の運行方法の一部変更(デマンド運行の導入及び運行時刻の一部変更)について協議の上、全会一致で承認されたもの。
協議会等の開催は不要 (包括案件)		
・地域公共交通会議での協議が必要 (地域公共交通会議協議案件)		

3 その他

デマンド運行(予約運行)の導入により運行方法が変更となります。
現行路線・現行ダイヤ(一部変更)をそのまま定めて、予約があった場合のみ運行する予約運行を導入するものです。
利用できる対象者は、むかわ町穂別地区の当該路線の各停留所を起点とし、町外の新千歳空港を終点とする町外各停留所まで利用する者。若しくは、新千歳空港及び町外各停留所を起点として、むかわ町穂別地区の各停留所を終点とする停留所まで利用する者。
むかわ町穂別地区の各停留所間及び町外の各停留所間のみを乗降の目的とする乗降は対象外であり、いわゆる、むかわ町穂別地区と町外との交通網としての役割のみを担うものである。
当面、両町の地域公共交通の見直しが進む歩調が一致するまでの間、当運行についてご了承願いたく活性化協議会間の協議として照会させていただきます。

- 注) 「公的補助の有無」欄は、国庫補助対象路線の場合は「国」を、道単補助対象路線の場合は「道」を、市町村単独補助路線の場合は「市町村」を、それぞれ○で囲むこと。また、重複して補助対象になっている路線は、すべての該当箇所を○で囲むこと。